

訪問看護ステーション ジョイント

1. 概要

1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	訪問看護ステーション ジョイント
所在地	岸和田市土生町三丁目15番22号 サバービア岸和田1階101号室
介護保険指定番号	2761190194

訪問サービス提供地域 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、忠岡町にお住まいの方

※上記地域外の方でもご希望の方はご相談ください。

2) 職員体制

	常 勤	非 常 勤	合 計
管理者	1 (兼)	0	1 (兼)
看護師	19	0	19
准看護師	1	0	1
作業療法士等	0	0	0

3) 営業時間

毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

※ただし12月30日～1月3日までを除く

2. 運営方針

- 1) 利用者様の心身の特徴を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の維持回復、その療養生活を支援いたします。
- 2) 利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 3) 利用者様の所在する市町村、保健、医療、福祉サービス、居宅介護支援事業所との連携に努めます。

3. 事業所の訪問看護の特徴

- 1) 携帯電話で24時間対応をしています。
- 2) 関係医療機関と緊密な連携をとり、トータルなケアの提供を目指します。

4. サービス内容

- 1) 要介護、要支援者及び居宅介護支援事業者からの居宅サービス計画に沿った訪問看護計画サービスを提供いたします。看護計画に基づき、利用者様の心身の機能の維持回復を図るよう適切な看護を行います。

① 看護計画に基づき、懇切丁寧に利用者様又はその家族様に対し、療養上必要なことに対して、できる限りわかりやすいようにご説明いたします。

② 看護計画に基づき、医学の進歩に対応し、適切な看護技術を持って看護を行います。

③ 看護計画に基づき、利用者様の症状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者様又はその家族様に対し、適切な指導を行います。

2) 訪問看護計画の作成

① 訪問看護師は、利用者様の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問看護計画書を作成します。

② 居宅サービス計画等が作成されている場合は、その計画内容に沿って訪問看護計画を作成いたします。

5. 料金

1) 訪問看護の提供につきましては、あらかじめ利用者様又はご家族様に利用料金について文章で説明の上、同意書に署名いただいております。

2) 利用料金の額は「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準」に基づき徴収させていただきます。(別紙 自己負担目安表)

3) 利用者様又はご家族様に対し、利用料を記載した領収書を発行いたします。また利用者様に対して当事務所の看護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに対応いたします。

ご不明な点につきましてはご遠慮なくお申し付けください。

尚、各種保険及び通院公費負担制度をご利用いただけます。

6. サービスの利用方法

1) サービスの利用開始

まずは、お電話または御来所によりお申込みください。

居宅サービス計画（介護保険ケアプラン）の作成を依頼されている場合には事前に介護支援専門員（ケアマネージャー）とご相談ください。

2) サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する10日前までにお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は終了の30日前に文章で通知いたします。

3) サービスの保留

利用者様が入院または介護保険施設に入所した場合には、再度サービスを必要とするまでの間、サービスを保留いたします。

7. サービス内容に関する相談・苦情担当

当事業の提供したサービスに対し、不満、苦情があるときは、些細なことでも構いませんので、下記窓口までお申し付けください。

① 責任者 磯遊 晃治 電話 072-436-8011

② 法人総合ご利用者相談・苦情窓口 電話 072-436-8011

8. 容態の変化等があった場合の対応

24時間、看護師が24時間対応携帯電話を常備していますので、連絡をいただければ状態に応じて主治医と連携をとり、速やかな対応を致します。

※看護師の所持している携帯電話での利用者様との直接連絡（電話・メール）は禁止しております。緊急時以外の看護師との連絡手段としては、一度事務所に連絡いただき、事務所から各看護師へと連絡させていただくこととなります。ご理解・ご協力のほどよろしくお願い致します。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者様かかりつけ医療機関及び主治医、

介護保険サービス提供事業所に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

10. 社会情勢及び天災時の対応

- 1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問看護ステーションジョイントの義務の履行が難しい場合は、日程・時間・訪問回数を調整させていただく場合があります。
- 2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問看護ステーションの義務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を訪問看護ステーションジョイントは負わないものとします。